

鳥取県告示第 810 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 3・3・7 号米子駅境線

米子境港都市計画道路 3・4・5 号横断道境港線

米子境港都市計画道路 3・5・17 号葭津和田町線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 米子境港都市計画道路 3・3・7 号米子駅境線

変更する部分

米子市葭津字境目及び字跡落

(2) 米子境港都市計画道路 3・4・5 号横断道境港線

変更する部分

米子市流通町、淀江町佐陀字榎田、字上場、字原田、字越前、字五反田、字西海道ノ上及び字西海道ノ下、二本木字土器田中島、字七郎兵衛開ノ一、字古市場、字浜田及び字下海川、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、上福原五丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、両三柳字平八道、字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字代吉郎道左右、字御免地道東、字御免地道西、字御免地道西沖、字新川西、字市庵道西、字幸助道左右、字幸助道西、字治平道左右、字文三郎道西、字弥平道西、字忠次郎道西、字忠次郎道南、字隠居道西、字深池尻中通外、字深池、字三保向ヒ、字山中六郎兵衛屋敷通、字高木灘道西、字山中新川、字文平沖通及び字河崎境、河崎字三柳境沖ノ一、字沖通り、字矢倉灘道西及び字大水落沖、夜見町字新開、字新開一、字砂濱、字砂濱一、字砂濱二、字砂濱三、字砂濱四及び字砂濱五、富益町字新開壺、字新開式、字新開参、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九、字新開拾、字新開拾壺、字新開拾式及び字新開拾参、和田町字濱田灘東、字二割屋敷東、字上灘屋敷東、字灘中屋敷東、字中屋敷東、字下灘屋敷東、字上松中東、字上大灘東北、字東灘北及び字御崎川尻北並びに大篠津町字上跡落、字東、字東ノ二、字安田、字戎及び字高場、境港市佐斐神町字砂濱ノ(一)、字砂濱ノ(二)、字砂濱ノ(三)及び字砂濱ノ(四)、財ノ木町字上灘及び字中灘、小篠津町字御崎灘、麦垣町字下灘及び字川向前、新屋町の一部、高松町の一部、美保町の一部、竹内町の一部、福定町、中野町、上道町、昭和町並びに岬町並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉

(3) 米子境港都市計画道路 3・5・17 号葭津和田町線

追加する部分

米子市大崎字作兵衛川北葭津境、字作兵工川北紋兵工堀及び字葭津境並びに葭津字境目

変更する部分

米子市大崎字葭津境、葭津字跡落、字狐山、字四捨間割及び字正面通並びに和田町字西美保、字西広場、字東美保、字横道西、字横道東、字元屋敷、字東荒山、字曲り沢、字高稲子、字南高稲子、字堂前、字イガラ沢、字塚灘、字新川、字新川尻及び字上松中東

削除する部分

米子市葭津字北跡落